

# 平成18年 春の火災予防運動!

期間:3月1日(水)~3月7日(火)

\*この期間は山火事予防運動、車両火災予防運動も同時に展開されています。

この運動は空気が乾燥し、火災が発生しやすいシーズンを迎えることから、市民の皆さんや事業所が1帯となって、防火意識の高揚を図り、火災や焼死者などの発生を防止することを目的に毎年展開されているものです。

この時期には皆さんも火の元には十分注意しましょう。

## 市内の火災発生状況

(平成17年1月~12月)

### 住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

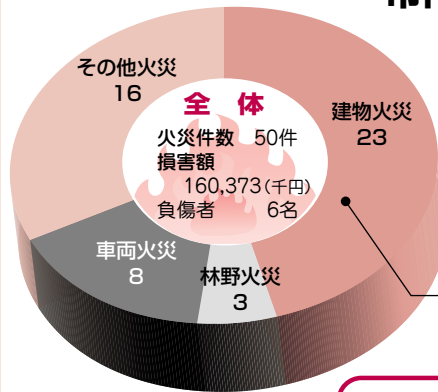
—3つの習慣 4つの対策—

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



#### 建物火災の内訳

焼損棟数	23棟
罹災世帯	8世帯
罹災人員	17名
負傷者	3名
損害額	101,217(千円)

【問い合わせ】

総務課 総合防災係

☎65-0665 FAX 63-4554

甲賀市・湖南市統一標語

## 街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ

ご存知ですか?

## 甲賀警察署協議会



滋賀県警察  
マスコットキャラクター  
けいたくん

### 1 警察署協議会の概要

警察署協議会は、警察法に設置根拠を有する地域代表の機関で、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、平成13年から全国的に各警察署に設置されています。

委員は都道府県公安委員会が委嘱し、委員数は5人から10人前後となっています。

### 2 甲賀警察署協議会の概要

甲賀警察署においても、平成13年から警察署協議会を設置し、委員9人を滋賀県公安委員会が委嘱して年間6回協議会を開催しており、警察の業務推進に関する多くの提言をいただいているなか、平成17年度は、増加傾向にある来日外国人の犯罪防止対策や、更に「来日外国籍児童の未就学問題」に力を入れた議論を進めていただいているところです。

### 3 協議会からの提言内容

・甲賀署の警察官の増員や庁

### 4 提言に基づく

#### 甲賀警察署の取り組み

甲賀警察署では、協議会の提言結果等を踏まえ、早期に実現可能なものについては早期実現を図るとともに、警察署だけで実現不可能なものについては、警察本部へ要望を行うなどの取り組みを行っています。

特に、来日外国人の犯罪や交通事故防止対策については、協議会から提言を受け、教育委員会と連携して、管内居住の外国人親子を対象とした交通教室や防犯教室等の開催を実施しているところです。

【問い合わせ】甲賀警察署 警務課  
☎ FAX 62-4155